

東京土建サポーターズクラブ通信

ホームページの
QRコードは
こちら↓



サポーターズクラブ

親子木工教室

～ご家庭で役立つものづくり体験～



サポーターズクラブ会員向けに「親子木工教室」を開催します。内容は下記の通りです。
当日はマスク着用、手指消毒などの新型コロナウイルス感染防止対策を行います。



道具箱をつくるよ！
「やりくり式」でフタに
ロック機能がついてるんだって！

サポーターズクラブとは…

世田谷支部では、地域の住民に広く東京土建の活動を知ってもらうために、サポーターズクラブに登録してもらい、定期的に通信を発行しています。また親子木工教室の開催など、建築組合としての技術・技能を活かした活動にも取り組んでいます。

と き 8月22日(日)
午前の部 10:00～12:00
午後の部 13:30～15:30

と ころ 世田谷支部会館

内 容 道具箱づくり

参加対象 小学生とその保護者
(お子様だけの参加は出来ません)

参加費 無料

定 員 20名(午前・午後各10名)

締 切 8月18日(水)
※定員になり次第締め切ります

お申込み方法

※必ずお電話でご確認の上、下記の申込書を
FAXでお申し込み下さい。

サポーターズクラブ 親子木工教室 申込用紙

日 時	8月22日(日) 午前・午後 ※どちらかに○を付けて下さい		
ふりがな 氏 名			
住 所	〒		
電話番号		携帯番号	

- * 道具や材料はご用意しております。
- * 当日は汚れても良い服装でお越しください。
- * 会場に駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

電話：03-3413-3020
FAX：03-3413-3021

東京都世田谷区上馬5-34-16

東京土建一般労働組合世田谷支部/担当：橋本

世田谷区が実施している



助成制度をご紹介します

昨年度は補正予算で追加予算が生まれ、年度末まで途切れることなく申請が続き、区民の皆様大変好評です。令和3年度からの制度について、新しく所管となる環境政策部エネルギー施策推進課の池田課長にお話を伺いました。



エネルギー施策推進課
池田課長

世田谷区では、既存住宅の断熱改修や省エネルギー機器類の設置等、環境に配慮して住宅性能を向上させるリフォーム（住宅リノベーション）を実施する際に、経費の一部を助成することで住宅から排出される二酸化炭素を削減し、省エネルギー化と住宅価値の維持・向上を図ってきました。

令和2年10月に「世田谷区気候非

常事態宣言」を行い、宣言において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことも表明しています。これを契機に、令和3年度より、担当所管を環境政策部へ移し、創エネルギー・新エネルギー機器類の設置を助成の対象に加えることで、さらなる二酸化炭素排出量の削減を進めていきます。この制度をぜひご利用していただけたらと思います。

令和3年度

世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金

この制度は、壁や窓の断熱改修、屋根の高反射率塗装、太陽光発電システムや省エネルギー機器類の設置など、環境に配慮した住宅のリフォーム（リノベーション）を行う場合にその経費の一部を補助します。

※新築住宅や事務所などは補助対象外。申請前に契約・工事をした場合も対象外となります。ただし、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置は除きます

補助を受けられる条件

- ① 世田谷区に住民登録があること
- ② 特別区民税の滞納が無いこと
- ③ 機器類の種類、評価基準などを満たしていること
- ④ 建築基準法令に適合していること
- ⑤ 耐震性の確認ができること（昭和56年6月1日以後に建築確認を行った住宅）
- ⑥ これまでに区の他の補助金を受けていないこと
- ⑦ 区内本店、又は支店などをおく施工業者と契約し、施工すること
- ⑧ 建物の所有権を有する者が複数の場合は、当該所有権を有する者全員の同意を得ていること

以上の条件を全て満たす者

世田谷区環境配慮型住宅リノベーションの対象工事

- 太陽光発電システムの設置(キ)、家庭用燃料電池(エネファーム)の設置(ク)を補助の対象工事に加えました。

①「アからク」のいずれかの工事を行なうとき

- ア 外壁等の断熱改修
(断熱材を使用した外壁、床及び屋根もしくは天井の改修)
- イ 窓の断熱改修(二重窓、二重サッシの取付け)
- ウ 窓の断熱改修(複層ガラスの取付け)
- エ 屋根の断熱改修(高反射率塗装など)
- オ 太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置
- カ 高断熱浴槽の設置
- キ 太陽光発電システムの設置【新規】
- ク 家庭用燃料電池(エネファーム)の設置【新規】

②「アからキ」のいずれかと併せて「ケ、コ」を行うとき

- ケ 高効率給湯器の設置
 - コ 住宅の外壁改修
- ※申請者により対象となる工事が異なりますので、「対象工事」をご覧ください。

申請から交付までのまでの流れ

- ① 区内に本店、支店のある施工業者に相談・見積もりをとる
- ② 交付申請書を区に提出
- ③ 審査
- ④ 交付決定
- ⑤ 施工業者と契約
- ⑥ 契約書の写しを区に提出
- ⑦ 工事～工事完了
- ⑧ 完了届を区に提出
- ⑨ 審査
- ⑩ 交付額決定
- ⑪ 請求書と口座振込依頼書兼登録申請書を区に提出
- ⑫ 指定口座へ補助金の支払い

補助金の交付額

区分	補助金額	上限金額
アからオ、キ、コ	工事経費の10%まで	合計して 20万円まで
カ 高断熱浴槽	70,000円(1台につき)	
ケ 高効率給湯器	20,000円(1台につき)	
ク 家庭用燃料電池(エネファーム)	10,000円(1台につき)	

令和3年度から補助対象に追加する工事

- ・太陽光発電システムの設置
- ・家庭用燃料電池(エネファーム)の設置

令和3年度から補助の対象外となる工事

- ・分譲マンション共用部分改修(LED照明器具設置、段差解消、手すり取付)
- ・節水トイレの設置
- ・区の耐震改修工事の助成と併せて行う際の補助率増及び上限金額の引上げ

対象工事(申請者によって、該当する工事が異なります。)

申請者	対象工事	具体例
戸建て住宅(居住者)	アからクのいずれか1つ以上行う	屋根の塗装
賃貸住宅(所有者)	ケ、コのいずれかをアからキのいずれかと併せて行う	外壁改修と外壁塗装
分譲マンション住宅(居住者)	イ、カ、クのいずれか1つ以上行う	窓の断熱改修(二重窓の取付け)
	ケをイ、カのいずれかと併せて行う	高効率給湯器と高断熱浴槽の設置

事業の詳細については…

世田谷区ホームページを
ご覧いただくか、右記にお問
合わせください。

世田谷区
ホームページ
QRコード



お問合せ先
世田谷区環境政策部
エネルギー施策推進課
03-6432-7981



令和3年度 世田谷区民向け蓄電池導入補助事業

世田谷区では再生可能エネルギーの区内での有効利用及び災害時に有効な小規模分散型電源の普及拡大に繋げるため、太陽光発電パネルと接続して充電できることを条件に、蓄電池を導入した区民等に対し、費用の一部を助成する制度が一昨年から開始されました。対象者は、令和2年度4月1日以降に対象機器を購

入・設置した方(令和2年度に蓄電池を購入・設置し、令和2年度に補助事業を利用できなかった方も対象となります。)

制度の詳細、お問い合わせは

世田谷区玉川1-20-1
(二子玉川分庁舎B棟3階)
03-6432-7133

世田谷区
ホームページ
QRコード



補助を申請できる方

(次のいずれかに該当すること)

- ① 区内にお住まいの方
- ② 区内の集合住宅の共用部分の為に対象機器を導入した集合住宅の管理組合

手続きの流れ

- ① 申請書類の提出
(定置型は購入・設置後に、小型ポータブルは購入後に)
- ② 書類審査
- ③ 交付の決定
- ④ 請求書・口座振込依頼書兼登録申請書の提出
- ⑤ 指定口座へ補助金の支払い

補助対象機器(2種類)・補助金額・条件

対象機器	定置型蓄電池システム	小型ポータブル蓄電池(小型可搬式)
補助金額	初期実行容量(kWh)×1万円 (上限5万円。千円未満切り捨て)	機器費(消費税を除く)の5分の1以内(上限1万円。千円未満切り捨て)
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電システム(蓄電池と同時導入、または既に設置していること)を利用して充電できること。 ●蓄電池システムが、国が平成28年度以降に実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。 ●太陽光発電システムが、一般財団法人電気安全環境研究所による認証、または国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証期間による認証を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●持ち運びが可能な太陽光発電パネル(蓄電池と同時購入、または既に購入していること)を利用して充電できること。 ●蓄電容量が400Wh以上のもの。

世田谷区雨水浸透施設・雨水タンク設置助成

雨水浸透施設を設置することにより、大雨時に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制できるため、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にも繋がります。また、雨水を敷地内の地下に浸透させることで、地下水が豊かになり、湧水の復活やヒートアイランド現象の抑制、みどりの保全や創出等、住環境の改善にも繋がります。

世田谷区では、平成22年7月に「世田谷区雨水流

出抑制施設の設置に関する指導要綱」を制定し、少しでも多くの雨水を浸透・貯留させるように取り組んでいます。取組みのひとつとして助成制度を設け、区民の皆様へ雨水浸透施設の設置をお願いしています。

なお、令和2年度から、全区で助成率が100%になりました(上限はあります)。湧水保全重点地区・モデル地区の場所については、区ホームページでご確認ください。

雨水浸透ます ・トレンチ設置助成

申請の流れ

- ①事前申請
(案内図、計画図を区に提示)
- ②現地確認
- ③申請書の提出(見積書・計算書等の書類を添付)
- ④適用決定通知発行
- ⑤工事
- ⑥完了届出書提出
- ⑦現地確認
- ⑧交付決定通知
- ⑨請求書提出
- ⑩助成金交付



助成を受けられることができる方

- ・世田谷区内の権原を有している土地に浸透施設を設置する方
- ・浸透施設を設置する土地が、急傾斜地であったり、隣地との段差があたりしないこと
- ・浸透施設を設置する土地の地下水位(地表面から地下水面までの深さ)が1メートル以上あること
- ・浸透施設を設置したい箇所の四方に、十分なスペースがあること

次の方は対象外です

- ・国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体
- ・雨水流出抑制施設の設置が義務付けられている建築主(都市計画法の開発許可、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の許可が必要である建築主)
- ・売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等
- ・以前に、同じ箇所に助成を受けたことがある方

助成内容

雨水浸透施設設置助成交付要綱に定める標準工事単価に設置数を乗じた額又は、見積額のいずれか低い額を基本額とし、(付帯工事費がある場合は基本額との合計額に消費税率を乗じた額(100円未満切り捨て)

助成限度額は一般地区 40万円、

湧水保全重点地区・モデル地区 50万円



雨水浸透ます



浸透(トレンチ)管

雨水タンク 設置助成

雨水タンクとは、屋根に降った雨を貯めて、植木や庭への散水など、生活用水として利用するための一時貯留槽です。雨水を有効活用でき、大雨の時は河川への雨水の流入を抑え、洪水対策にも役立ちます。

世田谷区では、平成22年7月に

「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」を制定し、少しでも多くの雨水を貯留・浸透させるように取り組んでいます。取組みのひとつとして助成制度を設け、区民の皆様へ雨水タンクの設置をお願いします。

利用方法いろいろ



打ち水に

植木や草木の水やりに



お掃除に



雨水タンク例



助成をうけることができる方

- 世田谷区内で建物に雨水タンクを設置する方

次の方は対象外です

- 国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体
- 雨水流出抑制施設の設置が義務付けられている建築主（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の許可が必要である建築主）
- 売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等

助成対象となる雨水タンク

- 屋根に降った雨水を一時貯留するもの
- 市販されているもの

助成内容

- 本体購入費、設置経費のそれぞれ2分の1の額(100円未満切捨て)
- 上記を合わせた助成金の雨水タンク1基当たりについて上限額は35,000円(ただし、設置経費の上限額は5,000円)
- 同一申請者に対する年度内の助成金の上限額は140,000円。

申請の流れ

- ①事前相談（担当課にお問い合わせ）
- ②申請書提出（見積書・仕様のわかる書類を添付）
- ③適用決定通知
- ④購入・設置
- ⑤完了届提出（領収書内訳付き、写真全景・近景を添付）
- ⑥現地確認
- ⑦交付決定通知
- ⑧請求書提出
- ⑨助成金交付

問い合わせ先

世田谷区土木部豪雨対策
・下水道整備課

03-6432-7963

東京土建



工事のご依頼

工事のご依頼は、東京土建世田谷住宅センターへ

☎ 03-3413-3020

東京土建には、住まいづくりのさまざまな専門職人がいます。

地元の職人だから、急な処理からリフォーム、新築まで、
地域に根差した仕事を大切にしています。



住まいに関するさまざまなご要望にお応えします

新築 (10年保証付き)	設計 増改築	内装 リフォーム	畳 ふすま 障子
外まわり	水まわり タイル	収納 建具	バリアフリー <small>手すりの取付け 段差解消</small>
左官 塗装 看板	造園 エクステリア	建物サービス	その他 建物に 関する事

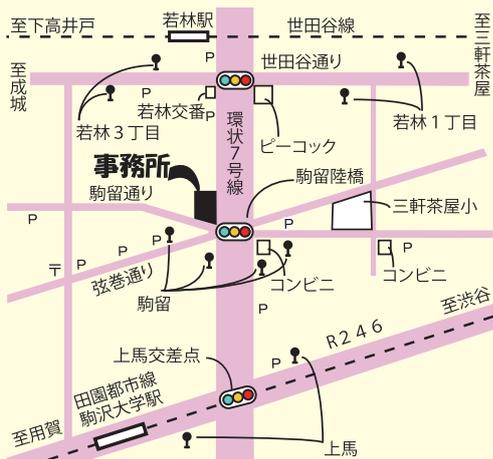
東京土建は大工、左官、塗装など建設産業で働く人たちの労働組合です。正式名称は「東京土建一般労働組合」といい、1947(昭和22)年に結成されました。

いま東京都内に組合員数は約11万人、36の地域の支部に分かれています。行政単位に事務所を持ち、建設産業で働く人たちの仕事と暮らしを守るために頑張っています。

また組合員と家族の仕事や生活の諸問題を解決するだけでなく、地域単位での組織を有効に活用し、建設産業の特性を生かして、地域住民の方々の住まいづくりやまちづくりにも貢献しています。「仕事を通して得た私たちの技術や技能を地域社会のために役立てたい」それが私たちの願いです。

私たち世田谷支部は、1958(昭和33)年に支部を結成、現在組合員は約4700名にまで成長しました区内最大の労働組合です。様々な地域活動を通じて東京土建の理解を広げ、より良い住まいづくり・まちづくりをお手伝いしています。

工事までの流れ



発行元

〒154-0011

東京都世田谷区上馬5-34-16

東京土建一般労働組合世田谷支部内

東京土建サポーターズクラブ事務局

TEL: 03-3413-3020

FAX: 03-3413-3021

東京土建世田谷支部のHP:

www.doken-setagaya.or.jp

✉ info@doken-setagaya.or.jp